

プラスチック資源一括回収事業について

1 概要

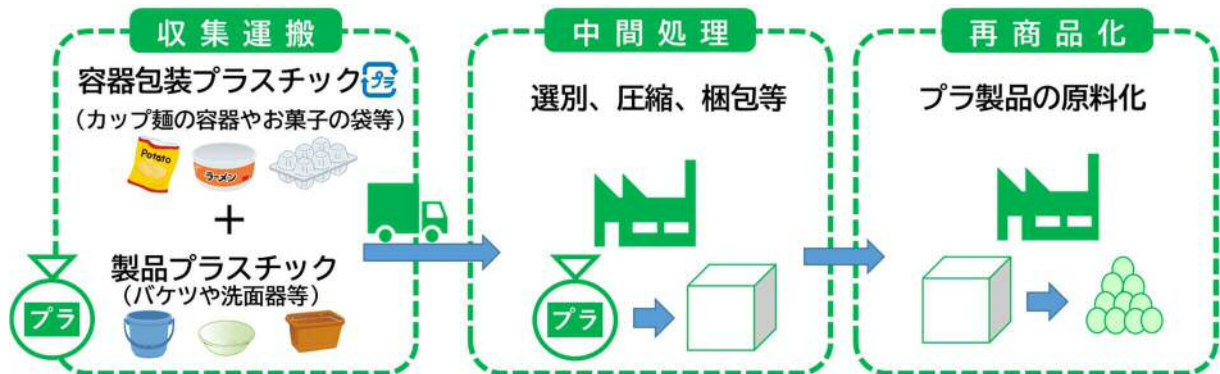
令和4年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村において製品プラスチックの分別収集や再商品化に努めることとされた。

そこで、本市は、令和3年度および今年度を実施した実証事業を踏まえ、平成18年から分別収集を行っている容器包装プラスチックに加えて、製品プラスチックについても、資源としての回収を開始するもの。

- (1) 開始時期 令和5年10月予定
- (2) 対象範囲 市内全域（市民は週に1回、緑色の指定袋でごみステーションに排出）
- (3) 内 容 容器包装プラスチックと製品プラスチック（以下、プラスチック資源という。）の一括回収
- (4) 収集見込量 年間10,000トン（うち、製品プラスチックは1,500トン）

2 実施方法

- (1) 市民が、緑色の指定袋に容器包装プラスチックと製品プラスチックをまとめて入れて、ごみステーションに排出したものを、市が収集する。
- (2) 収集したプラスチック資源を効率的に、選別等の中間処理を行う。
- (3) 不適物等を取り除いたプラスチック資源を、国の定めるスキームを利用して、再商品化（リサイクル）を行う。



3 スケジュール

令和5年 2月～3月 中間処理等事業者の入札および契約

8月～9月 広報（市政だよりやSNS等、様々な媒体を通じて実施）

10月 事業開始

10月～令和6年3月

広報・啓発（HPや分別大事典の更新など）

4 事業費

- (1) 収集運搬経費 毎年度予算化
 (2) 中間処理および再商品化の経費 13億4,480万円(3.5年間)
 (3) PR経費 令和5年度予算化

【参考】プラスチック資源一括回収実証事業結果概要

- (1) 実施概要 (1回目) 令和4年2月1日(火)～22日(火)
 小倉北区霧ヶ丘の1地域(約1,800世帯)
 (2回目) 令和4年7月18日(月・祝)～8月9日(火)
 各区1地域 計7地域(約7,000世帯)
- (2) 収集方法 緑色の指定袋を使ったステーション収集方式
 (容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収)

(3) 取組結果

	実証前	実証後	差(増減)	増加率(%)
1回目 (週平均)	535kg	715kg	+180kg	134%
2回目 (7区合計/週平均)	2,390kg	3,105kg	+715kg	130%

(4) 組成

適否	区分	組成率		内容
		1回目	2回目	
○	容器包装プラスチック	80.5%	72.8%	・プラスチックでできた容器包装 ・プラマークが目印
○	製品プラスチック (条件に適合するもの)	14.1%	18.6%	・素材が100%プラスチックで、 1辺が50cmを超えないもの
×	製品プラスチック (条件に合わないもの) ※危険物を含む	2.7%	2.1%	・1辺が50cm以上のもの ・金属などを含む複合製品(おもちゃ、洗濯ばさみ等)など
×	その他不適物	2.7%	6.5%	・汚れの付着が著しいもの ・かん、びん、紙等プラ以外のもの
	計	100%	100%	

ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）の推進について

1 事業概要

本市の家庭から排出されるペットボトルについて、水平リサイクル（ボトル to ボトル）を推進するため、令和5年度収集分をモデル実施として、

- (1) 概ね半数（約1,000t）を市が独自に入札を行い、再生ペットボトルにリサイクルすることを条件に付けて売却する
- (2) 残りは従来どおり指定法人へ引き渡す

方式でリサイクルを実施する。

※ モデル実施の結果を踏まえ、次年度以降の実施を検討する。

※ 令和3年度の引渡実績 2,171t（指定法人へ全量引き渡し）

2 ボトル to ボトルを推進する理由

- ・ ボトル to ボトルを推進することで、市民の分別努力の結果が明確にイメージされ、分別意識の向上につながる
- ・ ペットボトルからペットボトルへ繰り返しリサイクルされるため、ペットボトルの製造に係る石油の使用量が抑制される
- ・ 清涼飲料業界のほか、PETボトルリサイクル推進協議会（ペットボトル製造メーカーと、ペットボトルを利用する中身メーカーなど複数の業界団体で構成）も、水平リサイクルの推進を表明している

3 入札・契約の形式

ボトル to ボトルを要件とした、
一般競争入札による売払契約

4 スケジュール

- 令和4年12月 入札に関する公告
質問書の受付
- 令和5年 3月 入札実施・契約締結
4月 引渡し開始

